社会福祉法人一雅会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和８年　９月　１日～　令和１３年　８月　31 日までの　　５年間

２．内容

目標１：男性の育児休業取得者を１名以上とする

＜対策＞

●　令和　８　年　１０月～

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付など諸制度の資料収集を行う

●　令和　９　年　１０月～

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付など諸制度の周知を行う

●　令和　１０　年　１０月～

男性育児・介護休業の対象者が発生した場合は、代替要員の確保を実施し男性の育児休業取得を促進する

目標２：時間外労働をゼロとする

＜対策＞

●　令和　８　年　１０月～

定時退勤が原則である旨を周知する

●　令和　９　年　１０月～

時間外労働が発生する原因の調査把握を実施する

●　令和　１０　年　１０月～

時間外労働が発生する原因に対する対策とフォローを実施する